

代表者 篠崎健吉  
資本金 五千円

事業 活動写真興行

企業系統 ナシ

使用労働者 十九名 (男十八名、女一名)

三、労働者側

参加労働者 男二名 (業士)

應援労働組合 関東映画従業員組合ノ手支部

争議参加者甲組合加盟者 二名

四、争議発生ノ時 昭和七年六月二十一日

五、争議発生原因

敏主篠崎健吉ハ業士戸田豊ヲシテ音楽部ヲ精員ハシメ

月百五十円ノ戸田ハ業士三名 (鈴木正副、青藤順事、尹樂順)

シテ産入レ経営ニ乗ツレルカ鈴木外一名ハ篠崎敏主ト直接産

備契約ヲ要望シ精員制度撤廃ノ要求ヲ為シタル為メ戸田ハ右

二名ヲ六月二十一日附ケニテ解雇シ本月中ノ月給全部ヲ支給

スル旨言渡シタルリ

六、要求事項至ニ交渉状況

解雇言渡シ受ケタル鈴木等ハ関東映画従業員組合ノ手支部

員藤波、水谷、中根等、應援ヲ求メテ復職ヲ要求シ六月二十日

日午後六時頃水谷正雄、渡辺義ノ両名ハ五反田敏ニ戸田豊ヲ

訪問鈴木外一名、復職ヲ要求種々折衝シタルモ拒絶セラレタリ

七、経過

八、労働者側

解雇者等ハ関映山ノ手支部員、應援ヲ得テ今後ノ対策ニ就

キ協議中

九、事業主側

精員戸田豊ハ態度極メテ強硬ニシテ復職ハ能ク拒絶シ